

役員報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人英芳福祉会（以下「法人」という。）定款第8条、定款第21条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員等が役員会及び評議員会等に出席したときは、次により報酬を支給することができる。ただし、理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には支給しない。

| | |
|-------------|--------|
| 理事・監事 | 5,000円 |
| 評議員 | 5,000円 |
| 苦情解決第三者委員 | 5,000円 |
| 評議員選任・解任委員 | 5,000円 |
| 監事監査・指導監査立会 | 5,000円 |

2 支給にあたっては、所得税法上報酬扱いとし、当法人による源泉徴収後の手取金額として支給する。

(費用弁償)

第3条 法人は、役員及び評議員等がその職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、社会福祉法人英芳福祉会旅費規程に基づき算出されるものとする。
- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日より施行する。